

2.2.2 土地利用の状況

(1) 土地利用状況

社会的状況の調査範囲における土地利用状況を表 2.2.2-1 に示す。

佐賀市、川副町、東与賀町、久保田町及び三日月町は、田の割合が最も高く総面積の約 60%～90%を占めているのに対し、大和町、富士町、脊振村及び三瀬村は、山林の割合が最も高く総面積の約 40%～80%を占めている。また、小城町は田、畑、山林が同程度の割合を占めている。

表 2.2.2-1 土地利用状況

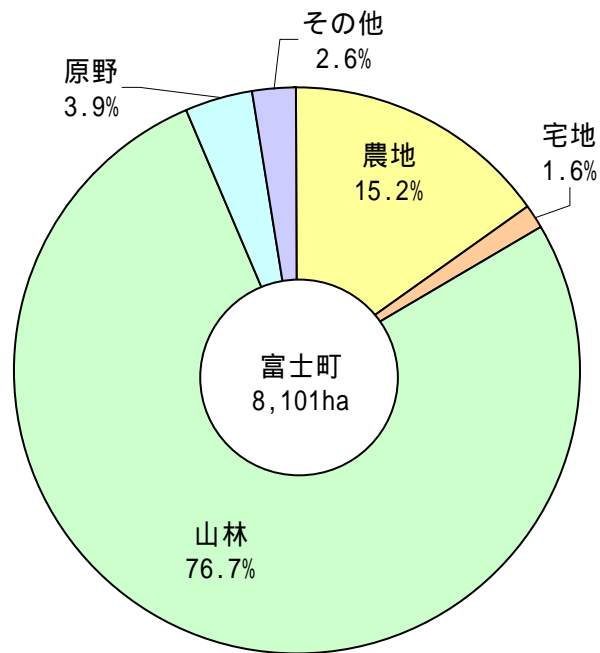
土地区分		田	畑	宅地	山林	原野	その他	合計
市町村	面積 (ha)							
	割合 (%)							
佐賀市	面積 (ha)	3,739	318	1,934	131	34	151	6,307
	割合 (%)	59.3	5.0	30.7	2.1	0.5	2.4	100.0
川副町	面積 (ha)	2,452	104	296	0	0	16	2,868
	割合 (%)	85.5	3.6	10.3	0.0	0.0	0.6	100.0
東与賀町	面積 (ha)	1,067	7	104	0	0	12	1,191
	割合 (%)	89.6	0.6	8.7	0.0	0.0	1.0	100.0
久保田町	面積 (ha)	864	6	157	0	0	11	1,038
	割合 (%)	83.2	0.6	15.1	0.0	0.0	1.1	100.0
大和町	面積 (ha)	859	688	339	1,415	203	213	3,718
	割合 (%)	23.1	18.5	9.1	38.1	5.5	5.7	100.0
富士町	面積 (ha)	1,113	116	127	6,217	319	209	8,101
	割合 (%)	13.7	1.4	1.6	76.7	3.9	2.6	100.0
小城町	面積 (ha)	642	722	257	699	65	61	2,446
	割合 (%)	26.2	29.5	10.5	28.6	2.7	2.5	100.0
三日月町	面積 (ha)	1,129	177	220	32	3	28	1,589
	割合 (%)	71.1	11.1	13.8	2.0	0.2	1.8	100.0
脊振村	面積 (ha)	230	81	35	2,232	58	11	2,647
	割合 (%)	8.7	3.1	1.3	84.3	2.2	0.4	100.0
三瀬村	面積 (ha)	318	45	40	1,346	147	90	1,986
	割合 (%)	16.0	2.3	2.0	67.8	7.4	4.5	100.0

注)1.1ha 未満の端数処理のため、合計と内訳は一致しない。

2. 市町村の土地課税台帳及び土地補充課税台帳に登録された土地のうち、課税対象外の土地(官、公有地、公共用地、墳墓地、公共用水路、用悪水路、ため池、保安林、学校用地、神社・寺院等)を除く。

出典:佐賀県統計年鑑 平成 14 年版(佐賀県企画部統計課 平成 15 年 3 月)

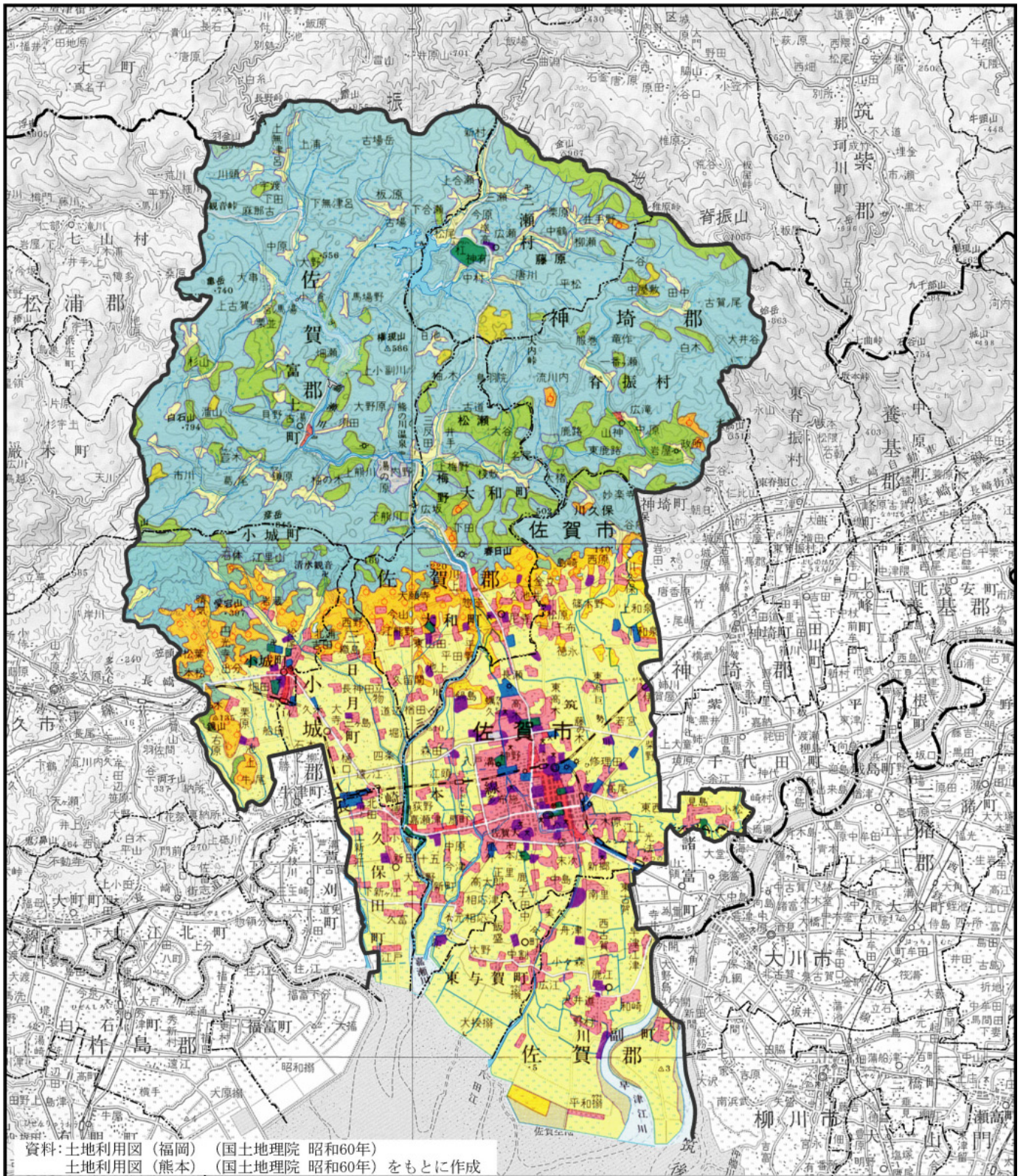
対象事業実施区域にあたる富士町における土地利用状況を図 2.2.2-1 に示す。富士町では山林の占める割合が 76.7%と高い一方、宅地は 1.6%となっている。



資料:佐賀県統計年鑑 平成 14 年版(佐賀県企画部統計課 平成 15 年 3 月)をもとに作成

図 2.2.2-1 土地利用状況(富士町)

また、社会的状況の調査範囲における土地利用図(国土地理院)に基づく土地利用状況を図 2.2.2-2 に示す。



凡例

- | | | | |
|--|---------|-----------|----------------|
| | 都市集落 | 農地 | 林地等 |
| | : 住宅地 | : 田 | : 針葉樹林 |
| | : 商業地 | : 普通畑 | : 広葉樹林 |
| | : 工業地 | : 果樹園 | : 混交樹林及びその他の林地 |
| | : 公共公益地 | : 茶畑 | : 野草地 |
| | : 公園緑地 | : 桑畑 | : 裸地 |
| | : 空閑地 | : その他の樹木畑 | |
| | | : 牧草地 | |



1:200,000

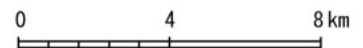


図2.2-2
土地利用状況

(2) 土地利用計画

1) 都市計画法に基づく用途地域

社会的状況の調査範囲における都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく用途地域の指定の状況を図2.2.2-3に示す。

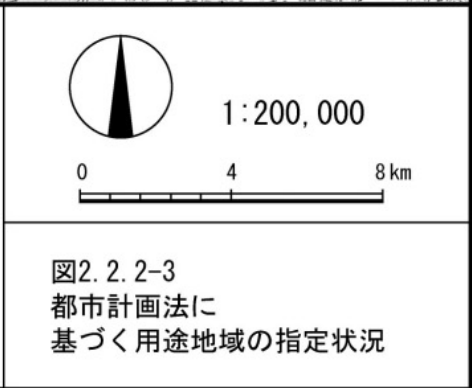
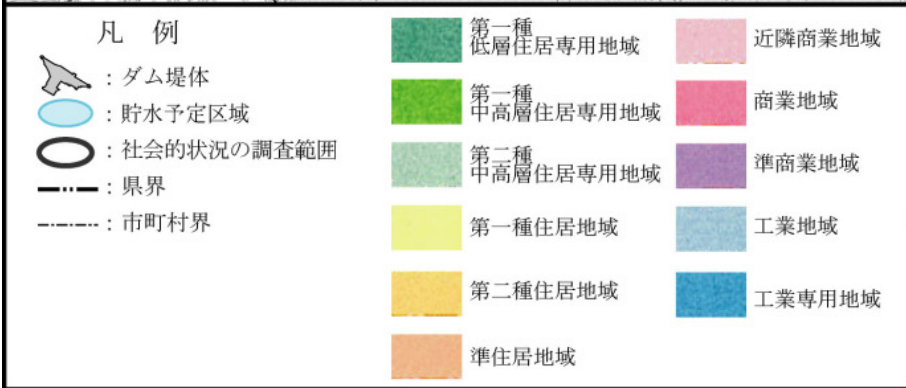
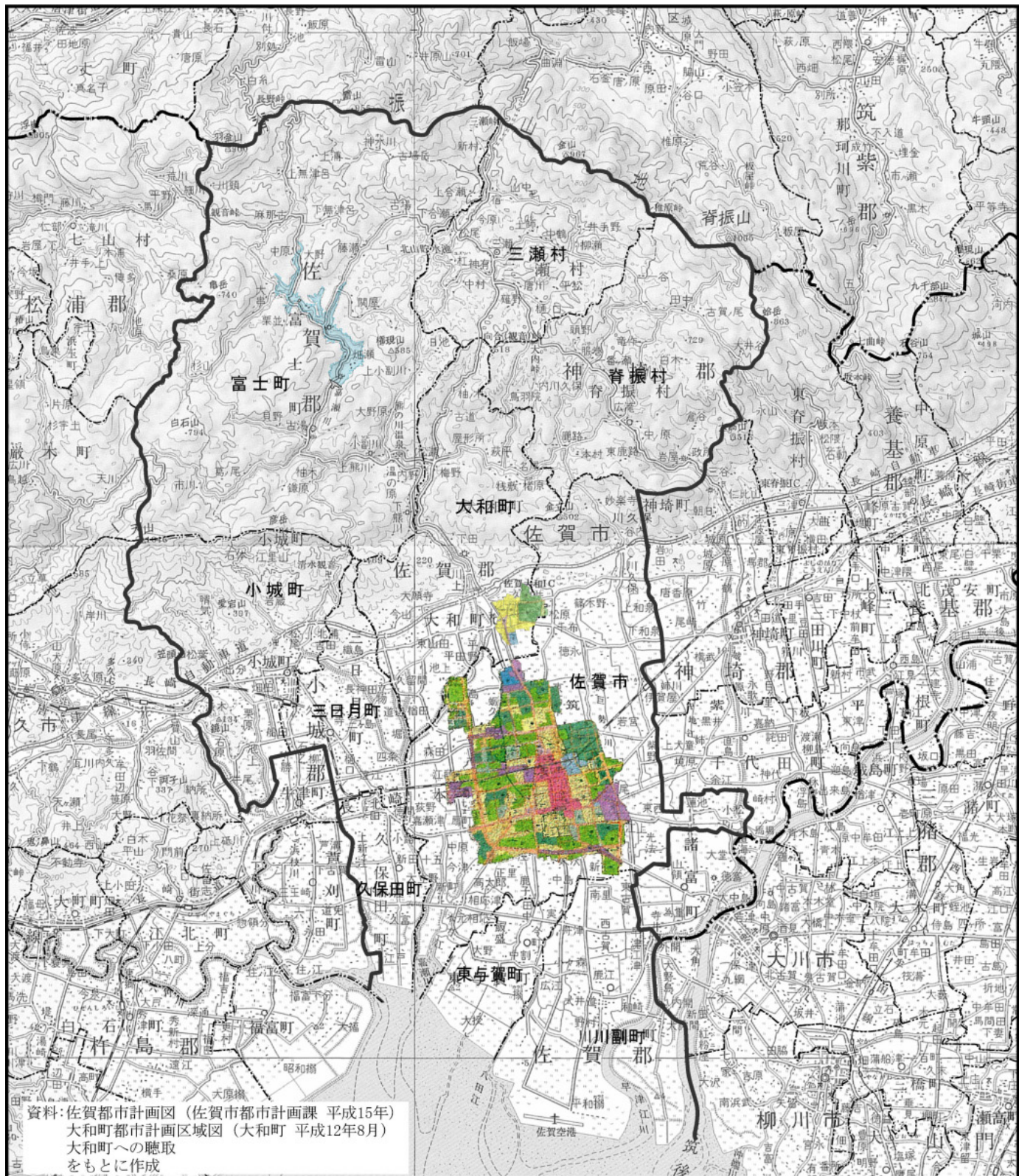
佐賀市及び大和町において用途地域の指定が行われているものの、その他の市町村においては用途地域の指定は行われていない。

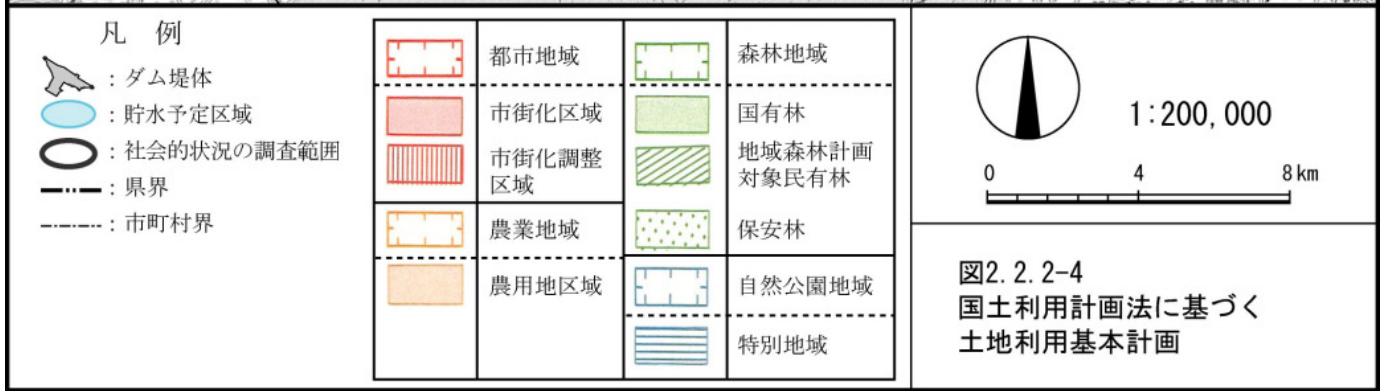
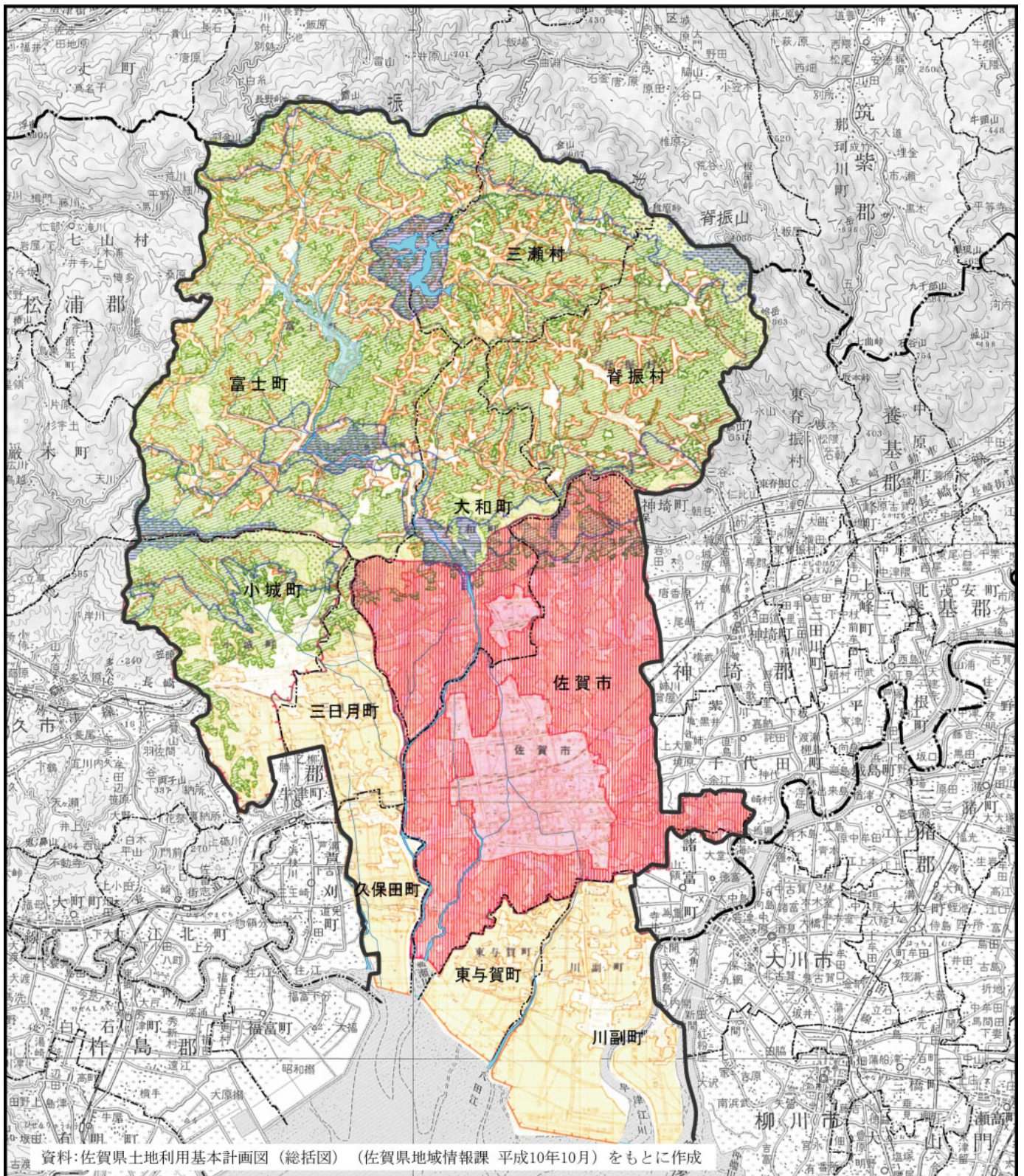
2) 国土利用計画法に基づく土地利用基本計画

社会的状況の調査範囲における国土利用計画法(昭和49年法律第92号)に基づく土地利用基本計画を図2.2.2-4に示す。

佐賀市全域と大和町の南部が都市地域に、川副町、東与賀町、久保田町、三日月町のほぼ全域と小城町の平野部、脊振山地の谷沿いが農業地域に、富士町、脊振村、三瀬村、大和町北部及び小城町北部の広範囲が森林地域に指定されている。

また、佐賀市及び大和町の脊振山地山麓から富士町の嘉瀬川沿川、脊振村及び三瀬村の脊振山地並びに北山貯水池周辺、小城町及び富士町の天山周辺が自然公園地域に指定されている。





2.2.3 河川及び湖沼並びに地下水の利用の状況

(1) 河川及び湖沼の利用の状況

社会的状況の調査範囲における河川の利水の状況を表 2.2.3-1 に示す。

発電用水の許可水利権は 8 件で、最大取水量 71.35m³/s、工業用水の許可水利権は 2 件で、最大取水量 0.588m³/s、上水の許可水利権は 1 件で、最大取水量 0.116m³/s、農業用水の許可水利権は 1 件で、最大取水量 10.69m³/s である。

表 2.2.3-1 利水の状況

目的	発電用水	工業用水	上水	農業用水
最大取水量	71.35m ³ /s	0.588m ³ /s	0.116m ³ /s	10.69m ³ /s
許可水利権の件数	8 件	2 件	1 件	1 件

また、嘉瀬川水系の内水面漁業権設定状況を表 2.2.3-2 に示す。

嘉瀬川水系においては第 5 種共同漁業権が設定されており、漁業権者によって放流、漁獲等が行われている。

表 2.2.3-2 嘉瀬川水系の内水面漁業権設定状況

免許番号	漁業権者	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域
内共第 1 号	川上川 漁業協同組合	ヤマメ漁業 アユ漁業 コイ漁業 オイカワ・カワム ツ漁業	嘉瀬川	大和町池の上池森橋下流端から 富士町上熊川鮎の瀬砂防堰堤上 流端に至る本流
			名尾川	大和町と脊振村との境界から下 流
			柚ノ木川	大和町大字松瀬字柚ノ木柚ノ木 橋上流端から下流
			小副川川	富士町大字小副川字雨降矢房橋 上流端から下流
内共第 2 号	古湯地区 漁業協同組合	ヤマメ漁業 コイ漁業 オイカワ・カワム ツ漁業	嘉瀬川	富士町上熊川鮎の瀬砂防堰堤上 流端から畑瀬境谷川合流点に至 る本流
			天河川	富士町市川市川橋上流端から下 流
			貝野川	富士町溜山溜山橋上流端から下 流

注) 免許期間は平成 15 年 1 月 1 日から 10 年間

出典: 平成 14 年度 佐賀県水産業の動向(佐賀県水産林務局 平成 15 年 3 月)

共同漁業漁場図 免許番号内共第 1 号及び第 2 号(佐賀県漁政課資料)

(2) 地下水の利用の状況

社会的状況の調査範囲における地下水の利用の状況を表 2.2.3-3 に示す。

佐賀市では工業用及び建築物用に、久保田町では工業用に、大和町では工業用、建築物用及び農業用に地下水が採取されている。

表 2.2.3-3 用途別地下水採取量

単位:千 m³

市町名	工業用	建築物用	農業用	計
佐賀市	384	236	0	620
久保田町	300	0	0	300
大和町	632	2	2	636
計	1,316	238	2	1,556

注)社会的状況の調査範囲のうち、佐賀県公害防止条例(昭和 45 年佐賀県条例第 32 号)により地下水採取規制地域に指定された地域で、揚水機の吐出口の断面積の合計が 21cm² を越える揚水施設及び特例承認を受けた施設を有する事業所を対象としている。

出典:平成 12 年度 地盤沈下の概況(佐賀県環境生活局環境課 平成 13 年 10 月)